

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年6月 26 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900579 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000016 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成16年12月27日及び平成25年12月30日は15万6,000円、平成19年7月31日は15万7,000円、平成22年12月17日及び平成23年7月30日は16万7,000円、同年12月30日及び平成24年7月31日は16万3,000円、同年12月29日は16万円に訂正することが必要である。

平成16年12月27日、平成19年7月31日、平成22年12月17日、平成23年7月30日、同年12月30日、平成24年7月31日、同年12月29日及び平成25年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月27日、平成19年7月31日、平成22年12月17日、平成23年7月30日、同年12月30日、平成24年7月31日、同年12月29日及び平成25年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から、平成16年12月27日及び平成19年7月31日は16万円、平成22年12月17日、平成23年7月30日、同年12月30日、平成24年7月31日、同年12月29日及び平成25年12月30日は17万円に訂正することが必要である。

なお、平成16年12月27日、平成19年7月31日、平成22年12月17日、平成23年7月30日、同年12月30日、平成24年7月31日、同年12月29日及び平成25年12月30日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月27日
② 平成19年7月31日

- ③ 平成 22 年 12 月 17 日
- ④ 平成 23 年 7 月 30 日
- ⑤ 平成 23 年 12 月 30 日
- ⑥ 平成 24 年 7 月 31 日
- ⑦ 平成 24 年 12 月 29 日
- ⑧ 平成 25 年 12 月 30 日

A社から賞与が支給され厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑧に係る事業主からの届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされており、給付の対象となる標準賞与額は、年金事務所での訂正では、A社から支払われた賞与額に見合う標準賞与額より低額になることに納得がいかない。調査の上、保険給付の対象となる額を支払われた賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧について、事業主から提出された請求者の給料支払明細書（賞与）及び賞与の支払明細書（以下「賞与支払明細書」という。）から判断すると、請求者はA社から賞与の支払を受け、標準賞与額（平成 16 年 12 月 27 日及び平成 19 年 7 月 31 日は 16 万円、平成 22 年 12 月 17 日、平成 23 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 24 年 7 月 31 日、同年 12 月 29 日及び平成 25 年 12 月 30 日は 17 万円）に見合う厚生年金保険料より低い厚生年金保険料（平成 16 年 12 月 27 日は 1 万 864 円、平成 19 年 7 月 31 日は 1 万 1,430 円、平成 22 年 12 月 17 日、平成 23 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 24 年 7 月 31 日、同年 12 月 29 日及び平成 25 年 12 月 30 日は 1 万 3,348 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 27 日及び平成 25 年 12 月 30 日は 15 万 6,000 円、平成 19 年 7 月 31 日は 15 万 7,000 円、平成 22 年 12 月 17 日及び平成 23 年 7 月 30 日は 16 万 7,000 円、同年 12 月 30 日及び平成 24 年 7 月 31 日は 16 万 3,000 円、同年 12 月 29 日は 16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を行っておらず厚生年金保険料も納付していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 11 月 25 日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

2 請求期間①から⑧について、請求者に係る賞与支払届（令和元年11月25日受付）に記載された賞与額及び事業主から提出された賞与支払明細書により確認できる賞与の支給額から、請求者の標準賞与額を平成16年12月27日及び平成19年7月31日は16万円、平成22年12月17日、平成23年7月30日、同年12月30日、平成24年7月31日、同年12月29日及び平成25年12月30日は17万円にすることが必要である。

なお、請求期間①から⑧の訂正後の標準賞与額（前記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900585号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000014号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成9年2月18日に、喪失年月日を同年4月4日に訂正し、同年2月から同年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成9年2月18日から同年4月4日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年2月8日から同年5月1日まで

請求期間にA社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された3月分給与明細書及び金融機関に係る総合口座通帳、事業主から提出された出勤簿及び事業主の回答並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者は平成9年2月18日から同年4月3日までの期間において、A社に継続して勤務し、平成9年2月18日から同年4月3日までの期間に、標準報酬月額20万円に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたと判断できる。

一方、請求者から提出された3月分給与明細書に厚生年金保険料が控除された記載が確認できるものの、事業主は当該厚生年金保険料については請求者に返金した旨の回答をしており、事業主から提出された厚生年金保険料の返金に係る資料及び出納帳の記載内容により、当該厚生年金保険料が請求者に返金された記録となっていること、また、請求者も保険料を返還されたことを思い出した旨の回答をしていることなどから、請求者は請求期間の厚生年金保険料を請求期間当時に事業主により給与から控除されていたとは認められないため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、請求

期間を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成9年2月18日、喪失年月日（退職日の翌日）は同年4月4日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、平成9年2月18日から同年4月4日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 一方、請求期間のうち平成9年2月8日から同年2月17日までの期間及び同年4月4日から同年5月1日までの期間については、事業主から提出された出勤簿に「Cさん2/18入社」と記載があること及び同年4月4日欄に「退社」と記載が確認できること並びに請求者は勤務していた具体的な期間は記憶していないが、前後の会社の厚生年金保険の資格喪失日から資格取得日までの期間を請求期間として記載した旨回答していることから判断すると、当該期間についてA社における勤務を確認できないことから、当該期間を同社における請求者の厚生年金保険の被保険者期間と認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900591 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2000017 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 29 年 8 月の賞与支払年月日を同年 8 月 15 日、標準賞与額を 1 万 1,000 円とすることが必要である。

平成 29 年 8 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 29 年 8 月 15 日の標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額から 10 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 29 年 8 月 15 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 8 月

請求期間に係る賞与の記録は、事業主が当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 10 月に賞与支払届を提出したため、厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。当該賞与から厚生年金保険料を控除されているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された「29 年 8 月支給分賞与明細書」及び A 社から提出された「29 年 1 回分賞与一覧表」（以下「支給控除資料」という。）により、請求者は請求期間において同社から 10 万円の賞与を支給されていたことが確認できる。

また、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料は 9,091 円であるところ、支給控除資料によると、請求者が事業主により当該賞与から控除された保険料は 994 円（標準賞

与額 1 万 1,000 円に相当する保険料額) であったことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、支給控除資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万 1,000 円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、「29 年 1 回分賞与一覧表」において確認できる支給日から平成 29 年 8 月 15 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 10 月 9 日付で年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、前述の支給控除資料により、請求者は 10 万円の賞与の支払を受けていたことが確認できることから、標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900600号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第2000015号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成15年12月12日の標準賞与額を60万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和44年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成15年12月

A社に勤務していた期間のうち、平成15年12月に支給された賞与の記録がないので、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、B社から提出された「C健保マスター【H15.12月賞与】情報開示データ」及び当該事業所の回答並びにD健康保険組合から提出された「基幹業務システムの記録データ」により、請求者は、請求期間に60万7,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の「C健保マスター【H15.12月賞与】情報開示データ」及び事業主の回答並びに「基幹業務システムの記録データ」により、平成15年12月12日とすることが妥当である。

一方、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の事務の流れから勘案すると、健康保険組合に届け出たものと同類の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して行っており、厚生年金保険料についても納付したと考えるが、これを確認できる資料は保管していない旨回答している上、D健康保険組合及び日本年金機構は、A社の請求期間に係る賞与支払届は保存期間経過のため廃棄されており現存しない

と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900760号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第2000012号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を17万9,000円、平成18年6月15日の標準賞与額を22万円、同年12月15日の標準賞与額を24万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年6月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日、平成18年6月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年6月15日
③ 平成18年12月15日

A社から支給された請求期間①から③までの賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社の元役員の陳述、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、請求期間①は17万9,000円、請求期間②は22万円、請求期間③は24万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明ら

かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900512号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第2000013号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者（以下「対象者」という。）のA社、B社、C社、D社、E社及びF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

3 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和29年4月頃から同年9月頃まで
② 昭和34年1月7日から昭和35年2月16日まで
③ 昭和35年9月20日から昭和36年2月1日まで
④ 昭和36年3月15日から昭和37年1月30日まで
⑤ 昭和38年11月25日から昭和39年2月10日まで
⑥ 昭和39年2月11日から同年6月10日まで

私の夫（対象者）が、結婚する前の請求期間①に、G県H市のA社に勤務していたことが夫が生前に記載した年金加入記録照会票が出てきてわかった。また、夫が生前、年金事務所に期間照会を行い年金記録が見付からなかった請求期間②から⑥の事業所についても勤務や保険料控除額が確認できる資料等はないが、併せて調査してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、対象者がG県H市のA社に勤務していた旨主張しているが、社会保険オンラインシステムによる事業所検索及び事業所名簿検索結果（以下「事業所検索」という。）から、同市にA社の名称で適用事業所は確認できない上、I法務局は、同市に当該事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、事業所検索から、A社に類似する名称の事業所として、J市にK社が存在していたこ

とが確認できたが、当該事業所は昭和 29 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に対象者の氏名は確認できず、健康保険の番号にも欠番は見当たらない。

2 請求期間②について、請求者は、対象者が L 県 M 市 N の B 社に、請求期間③について、L 県 O の C 社にそれぞれ勤務していた旨主張しているが、事業所検索から、上記所在地に B 社及び C 社の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、P 法務局は、上記所在地に両事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

3 請求期間④について、請求者は、対象者が L 県 Q 市 R の D 社に勤務していた旨主張しているが、事業所検索から、上記所在地に D 社の名称で適用事業所は確認できない上、P 法務局は、上記所在地に当該事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、事業所検索から、D 社と同じ読み仮名で L 県に所在地のある適用事業所が複数確認できたが、請求期間に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所は確認できず、いずれの事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも対象者の氏名は確認できない。

4 請求期間⑤について、請求者は、対象者が S 市 T の E 社に勤務し、勤務地は L 県 U 市 V だった旨主張しているが、事業所検索からは両所在地に E 社の名称で適用事業所は確認できない上、W 法務局は、S 市 T に当該事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、事業所検索から類似する事業所として、S 市 X に E 社が存在していることが確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に対象者の氏名は確認できず、健康保険の番号にも欠番は見当たらない。

5 請求期間⑥について、請求者は、対象者が L 県 Q 市 Y の F 社に勤務していた旨主張しているが、事業所検索からは Y に F 社の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、P 法務局は、Q 市及び Z 市に当該事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、事業所検索から、L 県に所在地のある F 社と同じ読み仮名の適用事業所が複数確認できたが、いずれの事業所別被保険者名簿にも対象者の氏名は確認できず、健康保険の番号にも欠番は見当たらない。

6 さらに、請求者は、対象者と結婚する前のことなので請求期間①から⑥における事業所の事業主及び一緒に勤務していた同僚の氏名などは対象者から聞いたことはない旨陳述していることから、請求期間の事業所を特定することができず、対象者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、対象者に係る請求期間①から⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、対象者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。